

## 邑楽町有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、邑楽町有料広告掲載要綱（平成19年要綱第20号）第4条の基準として定めるものであり、これに基づき広告掲載の可否の判断を行うものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、誤解を招き、混乱を与えるものであってはならない。

(広告主の責務)

第3条 広告主は下記事項を遵守しなければならない。

(1) 広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

(2) 広告主は、広告掲載する広告内容に関する一切の責任を負うものとし、第三者から苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

(3) 広告主は、掲載決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転化してはならない。

(規制業種又は業者)

第4条 次に掲げる業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 現在又は前身が暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業

(4) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触するもの

(5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

(6) 商品先物取引に関するもの

(掲載基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの

イ 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの

ウ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 宗教団体による布教活動を目的とするもの

オ 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安を与えるおそれの

あるもの

カ 国内世論が大きく分かれているもの

キ 町の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

ク 町税等の滞納があるもの

ケ 住民の健康上、好ましくないとと思われるもの

コ その他、広告として掲載することが不相当であると認められるもの

(2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの

ア 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）

イ 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）

(3) 青少年保護又は人権の観点から、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿及び裸体姿。ただし、表示する必然性がある場合には、その都度、適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定又は助長するようなもの

ウ 残酷な描写

(業種ごとの個別の基準)

第6条 掲載する広告の表示内容は、次の事項に留意するものとする。

(1) 語学教室

1ヶ月で確実にマスターできる等の安易さや、授業料・受講料の安価さを強調する表示は使用しない。

(2) 学習塾

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

(3) 外国大学の日本校

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」という主旨を明確に表示すること。

(4) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないように、「資格取得には、国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院・診療所など（イ以降は次の(6)に対しても適用する。）

ア 医療法第6条の5又は厚生労働省令告示第108号により広告が可能とされた事

項及び獣医療法第 17 条の規定の範囲内で表示すること。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。

また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復師）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 7 条又は柔道整復師法第 24 条の規定の範囲内で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）の広告掲載はできない。

(7) 老人保健施設は、介護保険法第 98 条に規定する内容以外は、表示してはならない。

(8) 医薬品等は、薬事法第 66 条から第 68 条までの規定を遵守し、掲載する。次のような表示は掲載できない。

ア 最大級及びそれに類する表示はしない。

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(9) 健康食品・機能性食品類は、あくまでも食品であり、以下のような表示は掲載できない。

医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示

例：1 日 3 回、毎食後 3 錠お飲みください。（服用に関する表示）

生活習慣病の予防に。（効果効能の表示）

疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示）

「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示）

(10) 弁護士、税理士、公認会計士の掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、以下のような表示をしない。

ア 顧問先、または依頼者名（同意書がある場合を除く。）。

イ 誇大または過度な期待を抱かせるもの。

例：たちどころに解決します

(11) 旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員に限る。（登録番号を明記）

(12) 通信販売業

ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、本町が妥当と判断したものに限り掲載する。

イ 特定商品取引に関する法律第 11 条に規定する事項を掲載しなければならない。

(13) 雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない。

ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの。

イ 虚偽、または表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの。

ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの。

エ 有害図書と認められるもの。

(14) 占い、運勢判断等

ア 掲載内容は、名称・所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 実績や被鑑定者の表示はしてはならない。

ウ 料金や販売価格を表示する。

(15) 結婚相談所、交際紹介業

ア 業界団体に加入していること、又は NPO 法人の資格を有していること。(加盟証明及び登録証などの写しが必要)

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、加盟団体、入会金及び成功報酬の有無を明記する。

ウ 邑楽町に隣接する市町内に事業所を有すること。

(16) 調査会社、探偵事務所の表示は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(17) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は掲載しない。

(18) 募金

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限る。

イ 厚生労働大臣または都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。

(19) 質屋、チケット等販売業

ア 個々の相場、金額等は表示しない。

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(20) 人材募集広告

ア 労働基準法等関係法令を遵守していること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(21) 不動産広告

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(22) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、その根拠を明確に表示すること。

例：「メーカー希望価格の 10%引き」

その際、宝石の販売のようにメーカーに希望価格がないものがあるので、注意をすること。(公正取引委員会に確認の必要あり。)

イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。

ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。

エ アルコール飲料については、飲酒運転禁止の文言を必ず表示しなければならない。

また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示してはならない。

(広告原稿の作成)

第7条 広告掲載にあたり、広告主は広告内容について広告媒体を所管する課長と協議するものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。